

令和5年9月成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
4	・成田市職員の特殊勤務手当に関する条例	3
5	・成田市保育所設置条例	4
6	・成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	5
7	・成田市都市公園条例	7

○議案第4号資料

・成田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症作業手当の特例)</u></p> <p>5 <u>第5条第2項に定めるもののほか、職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の患者又はその疑いのある者がいる区域又はいた区域その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された区域又は汚染された疑いがある区域のうち市長が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症作業手当を支給する。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する感染症作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(感染症作業手当の特例)</u></p> <p>5 <u>第5条第2項に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。))をいう。)から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症作業手当を支給する。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する感染症作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。</u></p>

○議案第5号資料

・成田市保育所設置条例新旧対照表

現行	改正案							
<p style="text-align: center;"><u>成田市保育所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</u>第35条第3項の規定により、保育を必要とする乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の健全な育成を図り、日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的として、<u>保育所</u>を設置する。</p> <p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 <u>保育所の名称</u>、位置及び定員は、別表のとおりとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 <u>保育所</u>に入所する乳幼児(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る乳幼児を除く。)の保護者は、保育に要する費用(以下「保育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の<u>政令</u>で定める額を限度として規則で定める額とする。</p> <p>別表</p>	<p style="text-align: center;"><u>成田市保育所及び小規模保育事業所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、保育を必要とする乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の健全な育成を図り、日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的として、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</u>第39条第1項に規定する<u>保育所(以下「保育所」という。)</u>及び法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業を行う事業所(以下「小規模保育事業所」という。)</u>を設置する。</p> <p>(種類、名称等)</p> <p>第2条 <u>保育所及び小規模保育事業所(以下「保育所等」という。)</u>の種類、名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 <u>保育所等</u>に入所する乳幼児(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る乳幼児を除く。)の保護者は、保育に要する費用(以下「保育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号、第28条第2項第1号若しくは第2号、<u>第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令</u>で定める額を限度として規則で定める額とする。</p> <p>別表</p>							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </table>	名称	位置	定員	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 16.6%;">種類</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 16.6%;">定員</th> </tr> </table>	種類	名称	位置	定員
名称	位置	定員						
種類	名称	位置	定員					

現行			改正案			
成田市長沼保育園	成田市長沼495番地3	40人	保育所	成田市長沼保育園	成田市長沼495番地3	40人
成田市松崎保育園	成田市松崎2,163番地1	40人		成田市橋賀台保育園	成田市橋賀台2丁目23番地1	165人
成田市橋賀台保育園	成田市橋賀台2丁目23番地1	165人		成田市赤荻保育園	成田市赤荻1,042番地	50人
成田市赤荻保育園	成田市赤荻1,042番地	50人		成田市中台保育園	成田市中台3丁目5番地	174人
成田市中台保育園	成田市中台3丁目5番地	174人		成田市吾妻保育園	成田市吾妻2丁目7番地	156人
成田市吾妻保育園	成田市吾妻2丁目7番地	156人		成田市新山保育園	成田市加良部4丁目24番地	150人
成田市新山保育園	成田市加良部4丁目24番地	150人		成田市玉造保育園	成田市玉造3丁目3番地	190人
成田市玉造保育園	成田市玉造3丁目3番地	190人		成田市高岡保育園	成田市大和田156番地	90人
成田市高岡保育園	成田市大和田156番地	90人		成田市小御門保育園	成田市名古屋1,144番地1	60人
成田市小御門保育園	成田市名古屋1,144番地1	60人		成田市大栄保育園	成田市一坪田406番地1	170人
成田市大栄保育園	成田市一坪田406番地1	170人		成田市中台第二保育園	成田市中台1丁目5番地	150人
成田市中台第二保育園	成田市中台1丁目5番地	150人		成田市赤坂保育園	成田市赤坂2丁目1番地1	180人
成田市赤坂保育園	成田市赤坂2丁目1番地1	180人		小規模保 育事業所	成田市松崎保育園	成田市松崎318番地2

○議案第6号資料

・成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 略		第2条 略	
名称	位置	名称	位置
成田市十余三運動施設	成田市十余三27番地3	成田市滑河運動施設	成田市滑川1,142番地

現行				改正案			
成田市滑河運動施設		成田市滑川1,142番地		略			
略							
(開館時間等)				(開館時間等)			
第3条 略				第3条 略			
	施設	開館時間及び開場時間	使用時間		施設	開館時間及び開場時間	使用時間
成田市十 余三運動 施設	十余三体育館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで	成田市滑 河運動施 設	滑河体育館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで
	十余三運動場	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで及び午後1時から午後5時まで				
成田市滑 河運動施 設	滑河体育館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで	略			
略							
2 略				2 略			
(使用料)				(使用料)			
第10条 十余三体育館、滑河体育館、高岡体育館、大須賀体育館及び前林体育館の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。				第10条 滑河体育館、高岡体育館、大須賀体育館及び前林体育館の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。			
2 十余三運動場、高岡運動場、大須賀運動場及び前林運動場の使用料は、無料とする。				2 高岡運動場、大須賀運動場及び前林運動場の使用料は、無料とする。			

現行	改正案
<p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 本市に住所を有する者が<u>十余三体育館</u>、大須賀体育館及び前林体育館を使用する場合には、第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、使用料を無料とする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;"><u>十余三体育館</u>、滑河体育館、高岡体育館、大須賀体育館及び前林体育館の使用料</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 本市に住所を有する者が大須賀体育館及び前林体育館を使用する場合には、第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、使用料を無料とする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">滑河体育館、高岡体育館、大須賀体育館及び前林体育館の使用料</p> <p>(1)・(2) 略</p>

○議案第7号資料

・成田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園の名称</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中台運動公園</td> <td style="text-align: center;">野球場、水泳プール、テニスコート、陸上競技場、体育館、相撲場、球技場</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p>	公園の名称	有料公園施設の名称	略		中台運動公園	野球場、水泳プール、テニスコート、陸上競技場、体育館、相撲場、球技場	略		<p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園の名称</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中台運動公園</td> <td style="text-align: center;">野球場、水泳プール、テニスコート、陸上競技場、体育館、相撲場、球技場、<u>多目的広場</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p>	公園の名称	有料公園施設の名称	略		中台運動公園	野球場、水泳プール、テニスコート、陸上競技場、体育館、相撲場、球技場、 <u>多目的広場</u>	略	
公園の名称	有料公園施設の名称																
略																	
中台運動公園	野球場、水泳プール、テニスコート、陸上競技場、体育館、相撲場、球技場																
略																	
公園の名称	有料公園施設の名称																
略																	
中台運動公園	野球場、水泳プール、テニスコート、陸上競技場、体育館、相撲場、球技場、 <u>多目的広場</u>																
略																	

現行				改正案			
運動公園等施設の名称	公園の名称	使用期間	使用時間	運動公園等施設の名称	公園の名称	使用期間	使用時間
略				略			
多目的広場	大谷津運動公園	1月6日から12月26日まで	午前9時から午後5時まで	多目的広場	大谷津運動公園	1月6日から12月26日まで	午前9時から午後5時まで
略					中台運動公園	1月6日から5月10日まで 10月10日から12月26日まで	午前9時から午後5時まで
略				略			

別表第6

1 大谷津運動公園・中台運動公園

その1～その7 略

別表第6

1 大谷津運動公園・中台運動公園

その1～その7 略

その8 多目的広場

ア 専用使用する場合

使用区分	使用時間	午前9時か	午前11時	午後1時か	午後3時か
		ら午前11時まで	から午後1時まで	ら午後3時まで	ら午後5時まで
一般	3分の1面	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
	全面	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
学生	3分の1面	840円	840円	840円	840円
	全面	2,520円	2,520円	2,520円	2,520円
中学生以下	3分の1面	600円	600円	600円	600円
	全面	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円

現行	改正案	
2 略	備考	<p>1 本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者は、<u>50パーセント増とする。</u></p> <p>2 第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後5時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前9時前の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午前9時から午前11時までの時間の額の1時間相当額とし、午後5時後の時間にあつては1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき午後3時から午後5時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>3 利用料金の額の計算において、<u>10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</u></p>
	イ 共同使用する場合	
	使用区分	1人1回
	一般・学生	110円
中学生以下	50円	
備考	<p>1 本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者は、<u>50パーセント増とする。</u></p> <p>2 利用料金の額の計算において、<u>10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</u></p>	
2 略	2 略	